健全化判断比率等について(ポイント)

- 1 健全化判断比率(早期健全化基準以上の団体はない。)
 - (1) 実質赤字比率 全ての市町において黒字
 - (2) 連結実質赤字比率 全ての市町において黒字
 - (3) 実質公債費比率

市町平均(単純平均) 9.9%(対前年比▲0.6ポイント) 早期健全化基準(25%)以上 該当団体なし 起債許可団体(18%)以上 該当団体なし

(4) 将来負担比率

市町平均(単純平均) 60.0%(対前年比▲1.9ポイント) 早期健全化基準(350%)以上 該当団体なし

2 公営企業の資金不足比率

経営健全化基準(20%)以上 該当事業なし

1 市町別健全化判断比率の状況

(単位:%)

市	町	名	(1)実質:	赤字比率	(2)連結実	質赤字比率	(3)実質公	请費比率	(4)将来負担比率		
	μј	Ф	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	
金	沢	귀	_	-	_	_	5.9 7.1		60.5	58.6	
七	尾	귀	_	_	_	_	14.0	16.6	102.1	111.7	
小	松	귀	-	-	_	_	14.3	15.6	142.2	150.6	
輪	島	귀	_	_	_	_	10.4	10.1	87.9	86.7	
珠	洲	귀	_	_	_	_	14.0	13.6	44.3	55.6	
加	賀	市	-	_	_	_	8.5	8.3	72.6	65.4	
羽	咋	귀	1	1	-	_	9.5	11.5	0.1	18.7	
か	ほく	市	1	-	1	_	11.6	11.5	38.2	23.1	
白	山	귀	-	-	_	_	10.7	11.0	125.7	124.0	
能	美	귀	-	-	_	_	7.2	9.0	0.8	6.0	
野	々 市	귀	1	1	-	_	6.8	6.2	28.6	36.5	
Ш	北	町	1	-	1	_	9.9	9.6	_	_	
津	幡	町	-	_	_	_	9.7	10.4	73.5	76.4	
内	灘	町	-		_	_	8.5	9.2	84.8	75.7	
志	賀	町	_	_	_	_	8.8	9.5	_	-	
宝	達志水	町	_	_	_	_	6.2	8.0	23.8	35.3	
中	能 登	町	_	_	_	_	12.6	13.1	70.2	94.2	
穴	水	町	_	_	_	_	9.7	8.5	89.6	77.2	
能	登	町	_	_	_	_	9.3	10.5	94.7	79.8	
単	純 平	均					9.9	10.5	60.0	61.9	

早期健全化基準	11.25%~15%	16.25%~20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	_

2 公営企業会計別資金不足比率の状況

経 営 全 基 準 健 化 20%

											(単	立:%)
団	体	名	·	R1	H30	団	体	2	名	公営企業会計	R1	H30
金	金 沢 市		ガス事業特別会計	ı	_	Ш	北	北 町		簡易水道事業特別会計	ı	_
			水道事業特別会計	_	_					農業集落排水事業特別会計	_	_
			発電事業特別会計	-	_					工業用水道事業会計	-	_
			工業用水道事業特別会計	1	_	津	幡	B	町	国民健康保険直営河北中央病院事業会計	1	_
			下水道事業特別会計	1	_					水道事業会計	1	_
			中央卸売市場事業特別会計	1	_					簡易水道事業特別会計	1	
			公設花き地方卸売市場事業特別会計	_	_					下水道事業会計	_	_
			病院事業特別会計		_	内	灘	B	山	水道事業会計	_	-
			市街地再開発事業費特別会計	-	_					公共下水道事業特別会計	-	_
			工業団地造成事業費特別会計	_	_					新エネルギー事業特別会計	_	_
			住宅団地建設事業費特別会計	1	_	志	賀	B	町	水道事業会計	_	_
七	尾	市	水道事業会計	_	_					町立富来病院事業会計	_	_
			下水道事業会計	_	_		了 記達 志 水 町 7			下水道事業会計	1	% 8.2, 8.6
			公設地方卸売市場事業特別会計	_	_	宝		水道事業会計	_	_		
			病院事業会計	ı	_		1			下水道事業会計	1	_
小	松	市	水道事業会計	_	_					病院事業会計	-	_
			国民健康保険小松市民病院事業会計	_	_	中	中能登町		町	水道事業会計	_	_
			下水道事業会計	_	_					下水道事業特別会計	_	_
			産業団地事業特別会計	_	_	1				分譲宅地造成事業特別会計	_	_
輪	島	市	病院事業会計	_	_	穴	水	В	町	病院事業会計	_	_
			水道事業会計	_	_	1				水道事業会計	_	_
			下水道事業会計	_	_					公共下水道事業特別会計	_	_
			臨海土地造成事業特別会計	1	_	能	登	B	町	病院事業会計	_	_
珠	洲	市	病院事業会計	_	_					水道事業会計	_	_
			水道事業会計	_	_	Ī				下水道事業特別会計	_	_
			下水道事業特別会計	_	_	羽咋郡市広域		ŧ	公立羽咋病院事業会計			
加	賀	市	水道事業会計	_	_] [圏事務:	組合		公立初呼炳阮争未云司	_	
			病院事業会計	-	_	ī	南加賀広域 圏事務組合			公設地方卸売市場事業特別会計		_
			下水道事業特別会計	_	_					公政地分叫允问场事来特别会司		
羽	羽咋市		水道事業会計	_	_		白山石			公立松任石川中央病院事業会計	_	_
			下水道事業会計	ı	_		医療企	業団		公立つるぎ病院事業会計	1	_
か	ほく	市	水道事業会計	_	_							
			下水道事業会計	-	_							
白	山	市	水道事業会計	_	_							
			下水道事業会計	_	_							
			工業用水道事業会計	_	_	1						
			簡易水道事業特別会計	-	_							
			温泉事業特別会計	_	_	1						
			工業団地造成事業特別会計	ı	_	_						
能	美	市	水道事業会計	_	_							
			工業用水道事業会計	I	_							
			国民健康保険能美市立病院事業会計	_	_							
			公共下水道事業会計	1	_	1						
			農業集落排水事業特別会計	-	_	1						
			温泉事業特別会計		_]						
野	々 市	市	水道事業会計	ı	_	1				(R1:	22団体	76会計)
						1						

(H30:22団体82会計)

公共下水道事業会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

現行制

叀

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- フロー指標:実質赤字比率、連結実質 赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標:将来負担比率=公社・ 三セク等を含めた実質的負債による 指揮
- →監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

〇自主的な改善努力による財 政健全化

- 財政健全化計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ·財政再生計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、 同意を求めることができる
- 【同意無】 ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】 ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期 間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

健全財政)

旧制度

<旧制度の課題>

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等) の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

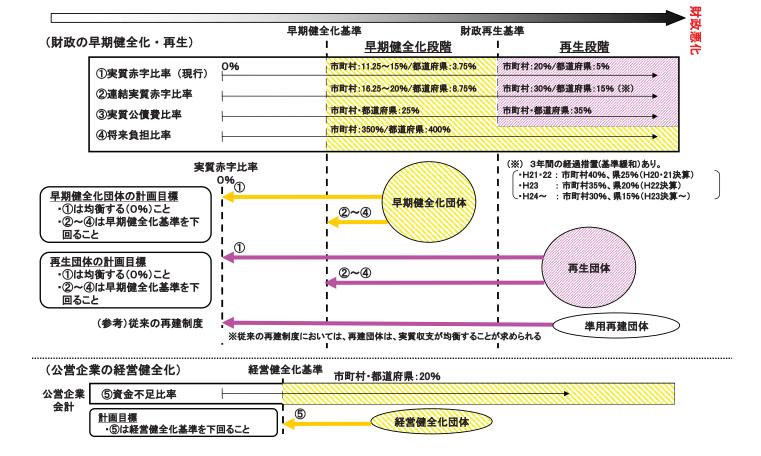
財政悪化)

〇赤字団体が申出により、財政 再建計画を策定(総務大臣の 同意が必要)

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上 の市町村は、法に基づく財政再建を行わなけれ ば建設地方債を発行できない

〇公営企業もこれに準じた再建制度 (地方公営企業法)

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



〇 各比率の算式

1 実質赤字比率

実質赤字比率	=	一般会計等の実質赤字額
天貝小士儿华		標進財政規模

※標準財政規模:地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すもの

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

3 実質公債費比率

実質公債費比率 = (元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ※準元利償還金:・一般会計等(普通会計の範囲に相当)から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと 認められるもの
 - ・組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
 - ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

4 将来負担比率

将来負担比率 = 将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※将来負担額:地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準ずるもの)、公営企業への繰出見込額(公債費分)、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の負担見込額(損失補償等による負担)、連結実質赤字額 等

5 資金不足比率

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模(営業収益-受託工事収益)

〇 各比率の対象範囲

会	計 区 分	主な会計区分等						
一般会計等		一般会計 ケーブルテレビ 墓地公苑 公共用地先行取得	実質赤字比率	 				
公営事業会計	公営企業	水道 簡易水道 病院 下水道 宅地造成 観光			実質公債費		将来負担	資金不足比率
	収益事業	競馬		<u> </u>	比率		比率	
	その他	国民健康保険 介護保険			*			
一部事務組合等	一部事務組合・広域連合	一般廃棄物処理 し尿処理 病院 消防						
	地方公社	土地開発公社						
	第三セクター]					